# 東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱

(制定)平成23年8月1日付23環廃一第292号 (改正)平成24年4月1日付24環廃一第9号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱(平成23年7月8日付23環廃一第266号。以下「実施要綱」という。)第6条第2項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が行う東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務(以下「補助対象事務」という。)の実施に必要な経費を、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金(以下「補助金」という。)として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (適用)

第2条 補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第14 1号。以下「交付規則」という。)及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達 (昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定 めるところによる。

#### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、実施要綱第5 条第1項に定める東京都災害廃棄物受入処理事業の実施期間中の各年度において補助対 象事務を実施するために必要となる経費とする。

#### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、東京都の予算の範囲内において、補助対象経費に10分の10の補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

#### (補助金の交付申請)

第5条 公社は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1による東京都災害 廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付申請書に、東京都知事(以下「知事」とい う。)が指示する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

# (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに別記様式第2による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付決定通知書により、公社に通

知するものとする。

- 2 知事が必要と認めるときは、前項の交付の決定において補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができるものとする。
- 3 知事は、第1項の交付の決定において必要な条件を付すことができるものとする。

#### (申請の撤回)

第7条 公社は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、当該補助金の交付の申請の撤回をしようとするときは、前条第1項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、別記様式第3による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付申請撤回届出書を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の支払等)

- 第8条 補助金の支払は、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第83 条第1項第4号により概算払とし、公社からの請求に基づいて支払うものとする。
- 2 公社は、前項の規定に基づき補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第4による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 公社は、東京都の会計年度ごとの補助対象事務の終了後速やかに、第1項の規定により概算払を受けた補助金の精算をするとともに、別記様式第5による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金概算払精算書を知事に提出しなければならない。

#### (事情変更による決定の取消し)

- 第9条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事務のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その 他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助対象事務の全部又は一部を継続す る必要がなくなった場合に限る。
- 3 知事は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要になった 事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。
- (1) 補助対象事務に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助対象事務を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

#### (補助対象事務の変更等の承認)

第10条 公社は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事務について、その内容又は経費の配分を変更して実施しようとする場合は、あらかじめ別記様式第6による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象事務の内容(経費の配分)変更承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りで

はない。

- 2 知事は、前項の規定による申請を受理したときはこれを審査し、当該申請に係る変更 の内容が適正であると認めるときは、これを承認するものとする。
- 3 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、東京都の予算の範囲 内で当該変更を承認するものとする。
- 4 知事は、第2項の承認をしたときは、別記様式第7による東京都災害廃棄物受入処理 事業に係る事務費補助金の補助対象事務の内容(経費の配分)変更承認通知書により、 公社に通知するものとする。
- 5 知事は、第2項の承認に際して、必要な条件を付すことができる。
- 6 公社は、補助対象事務を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由(中止しよ うとする場合は、再開の見通しを含む。)を記載した別記様式第8による東京都災害廃 棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象事務中止(廃止)承認申請書を知事に 提出して、あらかじめその承認を受けなければならない。

# (補助対象事務の遅延等の報告)

第11条 公社は、補助対象事務が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事務の遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第9による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象事務遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (遂行状況報告)

第12条 公社は、補助対象事務の円滑かつ適正な執行のために知事が指示したときは、 その指示した期間に係る補助対象事務の遂行の状況について、知事が指示する期日まで に、別記様式第10による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対 象事務遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

#### (補助対象事務の遂行命令等)

- 第13条 知事は、公社が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第22 1条第2項の規定による調査等により、補助対象事務が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、公社に対し、これらに従って当該補助対象事務を遂行すべきことを命じるものとする。
- 2 知事は、公社が前項の命令に違反したときは、公社に対し、当該補助対象事務の一時停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定により補助対象事務の遂行の一時停止を命ずる場合においては、公 社が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指 定する期日までにとらないときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨 を、明らかにするものとする。

#### (実績報告)

第14条 公社は、補助対象事務が完了したとき(補助対象事務の廃止の承認を受けたと

きを含む。)、又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する東京都の会計年度が 終了したときは、速やかに別記様式第11による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る 事務費補助金の補助対象事務実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条又は次条第2項の規定による実績報告を受けた場合においては、 実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容(第 10条第2項の規定による承認をしたときは、その承認された内容とする。)及びこれ に付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様 式第12による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金額確定通知書により 公社に通知するものとする。

#### (是正のための措置)

- 第16条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助対象事務の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、公社に対し、これらに適合させるための措置を命ずることができる。
- 2 公社は、前項の規定による命令によりとるべきこととされた措置を完了したときは、速 やかに、別記様式第11による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助 対象事務実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### (決定の取消し)

- 第17条 知事は、公社が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに公社に通知するものとする。

#### (補助金の返環)

- 第18条 知事は、第9条第1項又は前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事務の当該取消しに係る部分に関し、既に公社に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第15条の規定により公社に交付すべき補助金の額を確定した場合において、 既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる ものとする。

## (財産処分の制限)

- 第19条 公社は、補助対象事務により取得し、又は効用を増加した取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産(以下「取得財産」という。)については、補助対象事務の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 公社は、あらかじめ知事の承認を受けないで、取得財産の処分(補助金の交付の目的に 反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以 下同じ。)をしてはならない。ただし、当該取得財産について、その取得又はその効用 の増加の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号) に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 公社は、前項の承認を受けようとするときは、別記様式第13による東京都災害廃棄物 受入処理事業に係る事務費補助金財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による承認をしようとするときは、前項の申請を受けた後、速やかに別記様式第14による東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金財産処分承認通知書により、公社に通知するものとする。
- 5 知事の承認を受けて取得財産の処分をすることにより収入があった場合は、公社は、その収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入の金額が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額を東京都に納付するものとする。

#### (違約加算金及び延滞金)

- 第20条 知事は、第17条第1項の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、第18条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、公社に対して、当該命令に係る補助金の受領の目から納付の目までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合のその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、公社がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、公社に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

#### (違約加算金の計算)

- 第21条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 知事は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、公社の納付 した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を

命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第22条 知事は、第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

# (他の補助金等の一時停止等)

第23条 知事は、公社に対し補助金の返還を命じ、公社が当該補助金、違約加算金 又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、公社に対して、同種の事 務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその 交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

## (立入調査等)

第24条 公社は、補助金の交付に必要な限度において、知事から報告を求められ、又は東京都の職員が公社の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問したときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

### (補助対象事務の経理)

第25条 公社は、補助対象事務に係る経理について補助対象事務以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事務が完了した日(補助対象事務の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日とする。)の属する東京都の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### 附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

# 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記

様式第1(第5条関係)

番号年月

東京都知事殿

所 在 地 名 称 公益財団法人東京都環境公社 代表者の氏名 印

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付申請書

このことについて、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事務の目的
- 2 補助対象事務の内容
- 3 補助金交付申請額

円

4 補助対象事務の期間

年 月 日から年 月 日まで

- 5 科目ごとの補助対象事務に要する経費、補助対象経費及び交付申請額の配分 別紙1のとおり
- 6 収支予算 別紙2のとおり
- 7 添付書類
  - (1) 定款
  - (2) 事業概要
  - (3) 事業計画書

別紙1 (様式第1関係)

科目ごとの補助対象事務に要する経費、補助対象経費及び交付申請額の配分

(注) 別途詳細の分かる見積書、内訳書、積算書等を添付すること。

- 10 -

(備考) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

# 収 支 予 算

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

(単位:円) (収入の部) 予算額 科 目 (総収入額) (科目) (支出の部) (単位:円) 科 目 予算額 (総支出額) 東京都災害廃棄物受入 処理事業に係る事務費 (科目)

第 号年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 殿

東京都知事

印

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付 決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度東京都災害 廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金(以下「補助金」という。)については、東京都 災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条第 1項の規定に基づき、下記により交付することに決定したので、通知します。

記

# 第1 補助金交付額

円

なお、補助金は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が要綱別 記様式第4を知事に提出することにより行う請求に基づき、交付する。

また、公社は、 年度の東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務(以下「補助対象事務」という。)の終了後速やかに要綱別記様式第5を知事に提出しなければならない。

#### 第2 補助対象事務の目的及び内容等

補助対象事務の目的及び内容、補助対象事務に要する経費、当該経費の配分及びこれに対応する補助金の配分額は、 年 月 日付 第 号 年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付申請書に記載のとおりとする。

# 第3 補助条件

- 1 事情変更による決定の取消し等
- (1) 東京都知事(以下「知事」という。)は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは 一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することが

ある。ただし、補助対象事務のうち既に経過した期間に係る部分については、この 限りでない。

- (2) (1)の規定によりこの交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他 この交付の決定後生じた事情の変更により補助対象事務の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合に限る。
- (3) 知事は、(1)の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要になった事務 又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。
  - ア 補助対象事務に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経 費
  - イ 補助対象事務を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払 に要する経費

# 2 承認事項

- (1) 公社は、次のアからウまでに掲げる場合は、あらかじめ、当該アからウまでに定める書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - ア 補助対象事務の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするとき。 要 綱別記様式第6
  - イ 補助対象事務に要する経費の区分ごとに配分された額の変更(各配分額のいずれか低い額の増減率が20パーセントを超えない流用を除く。)をしようとするとき。 要綱別記様式第6
  - ウ 補助対象事務を中止し、又は廃止しようとするとき。 要綱別記様式第8
- (2) 知事は、(1)の規定による承認に際し、必要な条件を付すことがある。

#### 3 補助対象事務の遅延等の報告

公社は、補助対象事務が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、 又は補助対象事務の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び当該時点にお ける補助対象事務の実施の状況を要綱別記様式第9により知事に報告し、その指示を 受けなければならない。

#### 4 遂行状況報告

公社は、補助対象事務の円滑かつ適正な執行のために知事が指示したときは、その 指示した期間に係る補助対象事務の遂行の状況について、知事が指示する期日までに、 要綱別記様式第10により知事に報告しなければならない。

#### 5 遂行命令等

(1) 知事は、公社が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第22 1条第2項の規定による調査等により、補助対象事務がこの交付の決定の内容又は これに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、公社に対し、これらに従って当該補助対象事務を遂行すべきことを命じる。

(2) 公社が(1)の命令に違反したときは、知事は、公社に対し、当該補助対象事務の一時停止を命ずることがある。

#### 6 実績報告

公社は、補助対象事務が完了したとき(補助対象事務の廃止の承認を受けたときを含む。)、又は補助対象事務が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、 速やかに要綱別記様式第11による実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### 7 補助金の額の確定

知事は、6又は8(2)の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容の 審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助対象事務の成果が この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付す べき補助金の額を確定し、公社に通知する。

#### 8 是正のための措置

- (1) 知事は、7の規定による審査等の結果、補助対象事務の成果がこの交付の決定の 内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、公社に対し、これらに適 合させるための措置をとることを命ずることがある。
- (2) 公社は、(1)の規定による命令によりとるべきこととされた措置を完了したときは、速やかに、要綱別記様式第11による実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### 9 決定の取消し

- (1) 知事は、公社が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の 決定に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても 適用があるものとする。

# 10 補助金の返還

- (1) 知事は、1 (1) 又は9 (1) の規定によりこの交付の決定を取り消した場合に おいて、補助対象事務の当該取消しに係る部分に関し、既に公社に補助金が交付さ れているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 知事は、7の規定により公社に交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

### 11 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が、9(1)の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、公社は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 知事が公社に対し、補助金の返還を命じた場合において、公社がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、公社は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (3) (1) 及び(2) に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。

# 12 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における11(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 知事が11(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、公社の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 13 延滞金の計算

知事が11(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

### 14 他の補助金等の一時停止等

知事は、公社に対し補助金の返還を命じ、公社が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、公社に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

# 15 財産処分の制限

- (1) 公社は、補助金により取得し、又は効用を増加した取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産(以下「取得財産」という。)については、補助対象事務の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- (2) 公社は、補助対象事務により取得し、又は効用を増加した取得財産の処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、あらかじめ、要綱別記様式第13を知事に提出し、及び知事の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産について、その取得又はその効用の増加の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (3) (2)のただし書の期間内において、(2)の本文の規定により知事の承認を受けて、取得財産の処分をすることにより収入があったときは、公社は、その収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入の金額が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額を東京都に納付しなければならない。

# 16 立入調査等

公社は、この補助金の交付に必要な限度において、知事から報告を求められ、又は 東京都の職員が公社の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、 若しくは関係者に質問したときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

#### 17 補助金の経理等

公社は、補助金に係る経理について補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の 状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する 証拠書類を補助対象事務が完了した日(補助対象事務の廃止の承認を受けたときは、 その承認の通知を受けた日とする。)の属する東京都の会計年度の終了後5年間保存 しなければならない。

#### 18 申請の撤回

公社は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この 通知を受けた日から起算して14日以内に、要綱別記様式第3を知事に提出すること により、この交付の決定に係る申請の撤回をすることができる。

様式第3(第7条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

EIJ

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付申請 撤回届出書

年 月 日付 第 号により交付の決定のあった標記の補助金に係る交付の申請は、下記のとおり撤回することとしたので、東京都災害廃棄物受入処理 事業に係る事務費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 交付申請の撤回理由等
- (1) 異議のある、交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件
- (2) 理由
- 2 撤回する交付の申請に係る補助金の額

円

様式第4(第8条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

(EII)

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定の通知を受けた標記補助金の概算払を受けたいので、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金

請求内訳
 別紙のとおり

別紙(様式第4関係)

請求内訳

(単位:円)

K A	請求額	請求額の説明
東京都災害廃棄物受入処理事業		
に係る事務費		
(科目)		
<u></u>		

(備考) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

様式第5 (第8条関係)

番 号 年 月 日

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号で交付の決定の通知を受けた標記補助金の概算払 について、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づ き、下記のとおり精算します。

記

1 交付決定額

円

# 2 精 算 額

区分	金額
概 算 受 領 額 ( 年 月 日受領)	円
支 出 済 額	円
返還額	円

(内訳は、別紙のとおり)

別紙(様式第5関係)

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金概算払精算内訳表

(日:水事)	田榮賜黎田年				
	麻繁	AHA H			
红	4 光	<b>X</b>			
辈	受領額残高内訳	繰越額			
	受領額逐	受領額			
	印金	XIXIXIXI			
	幾額				
	概算払受領額				
	π· <	<u> </u>			
補助金交付決定額	25年日 4公	70. 'H 箱			
	おむ 大口 火田	<b>犹</b> 父小 伏 走 镇			
	国   区   区   日   日   日   日   日   日   日   日		東京都災害廃 乗物受入処理 事業に係る事 務費	ш ф	<del>1</del>

(備考) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

様式第6(第10条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

 $\bigcirc$ 

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象 事務の内容(経費の配分)変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付の決定の通知のあった標記補助対象事務(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、変更承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- (注) 1 変更の内容及び理由は、できる限り詳細に記入すること。
  - 2 経費の配分の変更を行う場合は、新旧対照表を添付すること。

様式第7(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

公益財団法人東京都環境公社 殿

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象事務の 内容(経費の配分)変更承認通知書

年 月 日付 第 号により申請のあった 年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象事務の内容(経費の配分)変更承認申請については、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

- 1 変更後の補助対象事務及びその内容は、 年 月 日付 第 号により申 請のあった 年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象事務の 内容(経費の配分)変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助金交付決定額は、 円とする。

(内訳)変更前の補助金交付決定額 円

変更後の補助金交付決定額 円

変更による増減額

3 補助条件

年 月 日付 第 号の 年度東京都災害廃棄物受入処理事業 に係る事務費補助金交付決定通知書に記載の補助条件に同じ。

様式第8 (第10条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象事務 中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付の決定の通知のあった標記補助補助金の補助対象事務を下記のとおり中止(廃止)したいので、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 中止 (廃止) の理由

2 中止の期間 (廃止の時期)

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

(EII)

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助 対象事務遅延等報告書

年 月 日付 第 号をもって交付の決定の通知のあった標記補助金の補助対象事務の遅延等について、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第 11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告の内容(該当する番号を○で囲むこと。)
  - (1) 補助対象事務が予定期間内に完了しないこと(以下「遅延」という。)。
  - (2) 補助対象事務の遂行が困難となったこと(以下「遂行困難」という。)。
- 2 補助対象事務の進捗状況
- 3 遅延又は遂行困難の理由
- 4 遅延に対する措置
- 5 補助対象事務の遂行及び完了の予定(報告の内容が遅延の場合に限る。)

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

 $\bigcirc$ 

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象 事務遂行状況報告書

年 月 日付 第 号をもって交付の決定の通知のあった標記補助金の補助対象事務の実施に関し、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

# 1 補助対象事務の遂行状況

区分	遂行状況	今後の予定
東京都災害廃棄物受入処 理事業に係る事務費補助 金		

# 2 補助金の執行状況

奴 弗 豆 八	当初	<b>法</b> 田 姫	変更後	支 出	支 出	<b>工田</b> 子	不用予定
<b>社</b> 質区分	経費区分 交付額	流用額	交付額	済 額	予定額	不用予定額	額の説明
東京都災害							
廃棄物受入							
処理事業に							
係る事務費							
科目							

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

(EII)

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金の補助対象 事務実績報告書

年 月 日付 第 号で交付の決定の通知を受けた標記補助金の補助対象事務は、 年 月 日をもって完了しましたので、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第14条(第16条第2項)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事務の実施状況
  - (1) 補助対象事務の内容
  - (2) 補助対象事務の実施状況(成果を記載すること。)
  - (3) 補助対象事務の期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 補助対象事務の収支状況

(1) 補助金交付決定額 円

(交付決定日: 年 月 日)

(2) 補助金受領額 円

(受領日: 年 月 日)

(3) 補助対象経費の支出決算額 円

(収支決算は、別紙1のとおり)

(4) 補助金返還額 円

(補助対象経費の支出決算額に係る科目ごとの配分は、別紙2のとおり)

# 収 支 決 算

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

(収入の部) (単位:円)

	科	Ш	予算額	流用額	予算現額	決算額	不用額	内訳
(	総収入	(額)						
	(科	目)						

(支出の部) (単位:円)

5	科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	不用額	内訳
(総	(支出額)						
· 原	豆京都災害 乗物受力 上理事業に る事務費						
	(科目)						

# 別紙2 (様式第11関係)

# 補助対象経費の支出決算額に係る科目ごとの配分

区分	補助金受領額	決算額	返還額
	(A)	(B)	(A-B)
東京都災害廃棄物受力	<b>八</b> 円	円	円
処理事業に係る事務的	事		
補助金			
科目	円	円	円

様式第12 (第15条関係)

第 号年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 殿

東京都知事

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号により実績報告書の提出があった標記補助金の補助対象事務については、当該実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

なお、当該確定した補助金の額と既に交付した補助金との差額とについて、要綱第18条第2項の 規定に基づき、下記のとおり返還するよう命じます。

記

 1 交付決定額
 円

 2 補助金確定額
 円

 3 補助金返還額
 円

 4 補助金返還期限
 年 月 日

東京都知事殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名

(EII)

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号により交付の決定の通知のあった標記補助金の補助対象事務について、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分をしようとする財産及びその理由

財産の名称	規格	数量	処分の方法 (注1)	処分の理由	処分の時期等	備考 (注2)

- 2 処分の相手方(住所、氏名、使用の場所及び処分の目的)(注3)
- 3 処分の条件(注3)
- (注) 1 処分の方法欄には、使用、譲渡、交換、廃棄、貸与、担保提供の別を記載すること。なお、 自己使用の場合は、用途を記載すること。
  - 2 取得財産が共有の場合は、備考に共有の相手先及び共有比率を記載すること。
  - 3 2及び3は、処分の相手方のある場合において、それぞれの処分の方法ごとの処分の相手方及び条件について記載すること。
  - 4 取得財産等管理台帳(取得財産等明細表)を添付すること。

様式第14(第19条関係)

第号年月

公益財団法人東京都環境公社 殿

東京都知事

年度東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金財産処分 承認通知書

年 月 日付 第 号により申請のあった標記補助金に係る 財産処分については、東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱第19 条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

財産処分の承認の内容